

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する豊見城市対策基本方針

令和2年2月28日

豊見城市

1 国の新型コロナウイルス感染症の対策基本方針

2月25日に策定された国の新型コロナウイルス対応に関する対策基本方針は「感染拡大の防止策を講じ、患者が増加するペースを可能なかぎり抑えるとして、国民や企業に対して発熱などかぜの症状がみられる場合には、休暇を取得したり外出を自粛したりすることや、テレワークや時差出勤の推進を強力に呼びかける。

また、イベントの開催は現時点で、全国一律の自粛要請は行わないものの、感染の広がりなどを踏まえ、開催の必要性を改めて検討することなどを求める。

さらに、臨時休校などについて、学校が適切に実施するよう都道府県から要請する。」としています。

2 豊見城市の現状

豊見城市は、沖縄県内3人目の感染者が確認されたところではありますが、感染者のその後の経過観察においては回復傾向にあり、また沖縄県において実施されている濃厚接触者に対する経過観察においても、新たな感染者に関する報告はなく、引き続き経過を観察中です。

3 市の対策基本方針

以上の状況を鑑み、市の対策基本方針は次のとおり

「豊見城市は、全国的な対応を求められている新型コロナウイルスによる感染拡大防止対策基本方針に従い、まずは、市民の感染を最大限に予防するため、徹底した感染拡大防止策及び予防処置を推進します。」

4 具体的な対策

①事業の対応処置

市主催の事業は、当面の間、不要不急の事業は中止または延期とし、やむを得ず実施しなくてはならない事業については確実に感染予防の処置を実施

することを徹底します。

市内で実施されるその他の事業についても、市内における感染拡大防止処置の徹底の観点からの実施の可否について事業実施団体等に確認調整を行います。

②感染予防及び感染拡大防止処置

市内の小中学校については感染拡大防止のため、3月3日（火）から9日（月）の間を休校とし、10日（火）の開校を目指します。ただし状況によって期間の延長もあります。

保育所、認可外を含む保育園や、認定こども園、地域型保育施設は引き続き開園を予定していますが、医療・介護・保育職等などの社会的要請が強い職業関係者を除く保護者へは、可能な限り家庭保育の協力を要請します。また、保育教諭自身の子を監護しなければならない状況もあることから、保育時間の変更や合同保育、閉園等により対応するケースが生じる可能性があります。

放課後児童クラブについては感染予防を徹底した上で原則として開所するようお願いします。

高齢者及び障がい者に係る通所系サービスについて、利用者においては自宅待機を基本とし、通所する場合には感染予防の処置を徹底していただくことをお願いします。

また利用者の皆さんに於かれましては、こまめな手洗い等感染予防を心がけていただくとともに、37.5℃以上の発熱が続く、又は咳などの呼吸症状が続く場合は、速やかに所定の保健所に相談をお願いします。

（南部保健所 098-889-6591）

③新たな感染者への対応

新たな感染者が確認された場合は、迅速な情報共有と沖縄県との連携をとり、感染拡大防止の処置をとるようにします。

このため、休日等も含め、沖縄県との連絡体制を保持します。